

居宅事業部 感染症対策マニュアル



HOUYUKAI

承認	審査	作成
	令和2年9月15日 居宅事業部 リーダー会議 (研修)	令和2年9月15日 佐々木 克祥 菅野 憲子 芥川 裕美子
規程主管部署名		
社会福祉事業本部 地域包括ケア事業部 居宅事業部		
規程マニュアルお問い合わせ先		
等々力の家居宅介護支援事業所		
TEL 03-5752-0035		FAX 03-5752-0036

社会福祉法人 奉優会

文書番号: 居宅-MA02-001	居宅事業部感染症対策マニュアル	作成日: 令和2年9月15日
	版番号: 初版	ページ番号: 1/14

目次

I.【感染症の基礎知識】

- ① 訪問開始前
- ② 訪問時
- ③ 職場帰着時
- ④ 勤務終了後
- ⑤ 職員の健康管理
- ⑥ 居宅介護支援事業所職員の役割
- ⑦ 感染対策レベル表
- ⑧ 物品管理と確保
- ⑨ その他、感染予防対策として必要な、事務所内環境整備

II.【新型コロナウイルス感染症予防対策について】

- ① 「新しい生活様式」への対応
- ② 居宅事業部 働き方の新しいスタイル 概要図
- ③ 接触予防のためのアプリなどを導入
- ④ 緊急事態宣言後 感染拡大に向けたフェーズ毎の主な対応
- ⑤ 会議・研修の開催について
- ⑥ 訪問時の感染予防対策は継続
- ⑦ 利用者対応
- ⑧ 担当者会議
- ⑨ 地域活動・実習受入
- ⑩ 営業について
- ⑪ 感染者及び濃厚接触者が発生した場合
- ⑫ 健康管理セルフチェック表・新型コロナウイルス対応状況確認票(訪問・居宅支援系)
- ⑬ コロナ対策における臨時的な法令遵守全般
- ⑭ コロナウイルス感染症関係 問い合わせ一覧

参考文献

改定履歴

文書番号: 居宅-MA02-001	居宅事業部感染症対策マニュアル	作成日: 令和 2 年 9 月 15 日
	版番号: 初版	ページ番号: 2/14

I.【感染症の基礎知識】

感染経路の種類 説明

<飛沫感染>

会話やくしゃみ・咳などをしたときのしぶき(飛沫)を介して感染します。飛沫は約 1メートル以内の距離を飛んで床に落下します。代表的なものは、かぜ、インフルエンザなど。2020年1月以降は「新型コロナウイルス感染症」の対応も必要。

<空気感染>

飛沫の水分が蒸発した飛沫核が空気の流れによって空中を浮遊し、それを吸い込むことで感染します。代表的なものは、結核、麻疹(はしか)など。

<接触感染>

皮膚や粘膜にいる病原体が手指や衣服などを介して感染します。代表的なものは、MRSA、疥癬など。

<経口感染>

病原体に汚染された水や食べ物、手指などが口に入ることで感染します。代表的なものは、病原性大腸菌(O157)、A型肝炎、コレラ、赤痢など。

<血液感染>

血液の中の病原体が注射や傷口への接触などにより体内に入ることで感染します。代表的なものは、B型肝炎、C型肝炎、エイズなど

①訪問開始前

<情報収集>

訪問開始時に感染症についてチェックする必要はありませんが、感染症に関して対応方法などあらかじめ分かっていることがあれば情報収集する。

- ・事前に利用者本人や家族からの聞き取り
- ・これまでの担当者からの申し送り、カルテや医師の診断書、意見書など

<感染症がある場合>

- ・これまでどのような説明を受けてきたかを尋ねる。
- ・パンフレットなどを渡し家庭での注意点を説明する。

<感染予防のための協力依頼>

- ・パンフレットなどを渡し、一般的な感染予防のための協力をお願いする。

○私たちは日頃から感染症の予防に気をつけているがご家族に皆さんにもご協力いただきたいことがあること。

○感染症の内容によってはマスク・手袋・エプロンを装着する。

○ご家族にも手洗い用の石けん(できれば液体石けん)とペーパータオル、手袋をご用意いただき、手洗いを励行し、必要時に手袋を使用する。

<本人の状態観察>

訪問前に感染症の徴候(熱、咳や痰、下痢、皮膚の異常など)が認められないかをチェックする。問題があれば医師の診察を依頼する。

文書番号: 居宅-MA02-001	居宅事業部感染症対策マニュアル	作成日: 令和 2 年 9 月 15 日
	版番号: 初版	ページ番号: 3/14

②訪問時

<手洗いとうがい、手指消毒の励行>

<本日の訪問対象者のチェック>

<必要な感染対策備品の準備>

訪問前「感染予防対策キット」を用意する。

<訪問時利用者の状態観察>

- ・何となく元気がない、食欲がないなどいつもと変わったところはないか
- ・熱はないか
- ・咳や痰はないか
- ・どこか痛がらないか
- ・下痢をしていないか
- ・発疹やじょくそうなど皮膚に異常が出ていないか

③職場帰着時

<職場に戻ったら手洗いとうがい>

<物品などの整理・処理>

血液、体液で汚染されたものはさらに消毒にまわす。

<報告、記録>

身体状況に異常があればサービス提供事業者や医師等に報告し、指示を仰ぐ。感染症の最初の発見者は、家族、ホームヘルパーであることが多い。

<その他>

休憩に入るとき、トイレの後、食事の前、清掃の後には手洗い・手指消毒を励行する。

④勤務終了後

帰宅する際には、さらにうがい、手洗いをして退出する。

⑤職員の健康管理

ア)職員は年 1 回の健康診断を実施する。インフルエンザの予防接種について、接種の意義、有効性、副作用の可能性等を職員へ十分に説明の上、同意を得て予防接種を行う。

イ)職員が感染症を罹患している場合は、感染経路の遮断のため完治まで適切な処置を講じる。

⑥居宅介護支援事業所職員の役割

- 1) 医師、サービス提供事業者と連携を図り、感染症等予防対策を強化
- 2) 緊急時連絡体制の整備(行政機関(包括含む)、施設、家族)
- 3) 感染症等予防の対応と指示
- 4) 経過記録の整備
- 5) 家族への対応
- 6) 各職種別教育(勉強会、研修) 年 1~2 回 事業部勉強会と共同開催

文書番号: 居宅-MA02-001	居宅事業部感染症対策マニュアル	作成日: 令和2年9月15日
	版番号: 初版	ページ番号: 4/14

⑦感染対策レベル表

1	【通年】手洗い、うがいの徹底、各職員体調管理の徹底、 流行期: 利用者・家族に対し啓蒙活動、 感染予防キット携帯 利用者家族の状態変化の観察把握、
2	利用者に症状が出た場合(発熱・嘔吐・下痢など各感染症の症状) ・マスク着用、手洗い、うがい、咳エチケット、サービス提供時や事業所内でのマスク着用を徹底する ・出勤前に体温を計測、※発熱等の症状がある場合には出勤を行わない ・健康管理セルフチェック表を記載 ・利用者の状態を各部署へ伝達 ・利用者家族の状態変化の観察把握 ・サービス内容調整(感染拡大を予防する)
3	発症者が増加(検査陽性者増加) ・ヘルパー、ショートステイ、デイ利用の調整 ・利用者家族の状態変化の観察把握

◎プライベート時の行動について

プライベート時も含め、人込みの多い場所は避ける。屋内でお互いの距離が十分に確保できない状況で一定時間を過ごすときは注意する。換気が悪く、人が密に集まって過ごすような空間に集団で集まることを必ず避け必ず会話をする際は『マスク着用』を心がける。

⑧物品管理と確保

- 感染予防着 ガウン(使い捨て)
- マスク
- 使い捨て手袋
- フェイスシールド
- ゴーグル
- キャップ(使い捨て)
- シューズカバー
- ペーパータオル など

⑨その他、感染予防対策として必要な、事務所内環境整備

●所内環境整備と3密の回避

- デスクのレイアウト変更や飛沫感染防止用のシート設置等
- 出勤時間の変更、定期的に換気する、不要不急の会議等への出席を制限
- ソーシャルディスタンス(フィジカルディスタンス)
- 会話などで飛沫が相手にかからない(かけられない)ための距離をとる

●手指消毒設備を設置

文書番号: 居宅-MA02-001	居宅事業部感染症対策マニュアル	作成日: 令和2年9月15日
	版番号: 初版	ページ番号: 6/14

③ 接触予防のためのアプリなどを導入

◎厚生労働省 新型コロナウイルス接触確認アプリ COCOA への登録

厚生労働省は、新型コロナウイルス感染症の拡大防止に資するよう、新型コロナウイルス感染症対策チームと連携して新型コロナウイルス接触確認アプリ COCOA を開発しました。スマートフォンにインストールし使用する

■アプリのインストール方法

・App Store または Google Play で「接触確認アプリ」で検索してインストールしてください

<https://play.google.com/store/apps/details?id=jp.go.mhlw.covid19radar>

その他、「感染防止対策取組書・LINE コロナお知らせシステム 神奈川県」なども活用する

新型コロナウイルス接触確認アプリのインストールをおねがいします

自分をまもり、大切な人をまもり、地域と社会をまもるために、接触確認アプリをインストールしましょう。

厚生労働省
新型コロナウイルス接触確認アプリ
(略称: COCOA)
COVID-19 Contact Confirming Application

接触確認アプリは、新型コロナウイルス感染症の感染者と接触した可能性について、通知を受け取ることができる、スマートフォンのアプリです

1メートル以内、15分以上の接触した可能性

●本アプリは、利用者ご本人の同意を前提に、スマートフォンの近接通信機能（ブルートゥース）を利用して、お互いに分からないようプライバシーを確保して、新型コロナウイルス感染症の陽性者と接触した可能性について、通知を受けることができるアプリです。

●利用者は、陽性者と接触した可能性が分かることで、検査の受診など保健所のサポートを早く受けることができます。利用が増えることで、感染拡大の防止につながることを期待されます。

iPhoneの方はこちら
Androidの方はこちら
詳しくはこちら

厚生労働省 内閣官房 新型コロナウイルス感染症対策推進室
連携通信技術(IT)総合研究所

新型コロナウイルス接触確認アプリ 利用者向け Q & A

問1 接触確認アプリとは、どのようなものですか。
利用者ご本人の同意を前提に、スマートフォンの近接通信機能（ブルートゥース）を利用して、お互いに分からないようプライバシーを確保して、新型コロナウイルス感染症の陽性者と接触した可能性について、通知を受けることができます。なお、本アプリはApple社とGoogle社が提供しているアプリケーション・プログラミング・インターフェイス(API)を元に開発しています。

問2 アプリを利用することで、どのようなメリットがありますか。
利用者は、新型コロナウイルス感染症の陽性者と接触した可能性が分かることで、検査の受診など保健所のサポートを早く受けることができます。利用が増えることで、感染拡大の防止につながることを期待されます。

問3 他の利用者との接触をどのように記録するのですか。
スマートフォンの近接通信機能（ブルートゥース）を利用して、ほかのスマートフォンとの近接した状態（概ね1メートル以内で15分以上）を接触として検知します。近接した状態の情報は、ご本人のスマートフォンの中のみ暗号化して記録され、14日が経過した後に自動的に無効になります。この記録は、端末から外部に出ることはなく、利用者はアプリを削除することで、いつでも任意に記録を削除できます。

問4 個人情報や取組情報が取られることはないですか。
氏名・電話番号・メールアドレスなどの個人の特定につながる情報を入力いただくことはありません。他のスマートフォンとの近接した状態の情報は、暗号化のうえ、ご本人のスマートフォンの中のみ記録され、14日の経過した後に自動的に無効になります。行政機関や第三者が接触の記録や個人の情報を利用し、収集することはありません。

問5 位置情報を利用するのですか。
GPSなどの位置情報を利用することなく、記録することはありません。

問6 他の利用者との接触を検知する目安はありますか。
ご利用のスマートフォン同士が、概ね1メートル以内の距離で15分以上の近接した状態にあった場合、接触として検知される可能性が高くなります。橋渡の性格や周辺環境（ガラス窓や薄い壁など）、端末を所持する方向などの条件や状態により、計測する距離や時間に変が生じますので、正確性を保証するものではありません。

問7 利用はいつでも中止できますか。
いつでも任意にアプリの利用を中止し、アプリを削除することで、すべての過去14日間分までの記録を削除できます。

問8 アプリでは、どのような通知がきますか。
新型コロナウイルス感染症の陽性者が、本人の同意のもと、陽性であることを登録した場合に、その陽性者と過去14日間に、概ね1メートル以内で15分以上の近接した状態の可能性があった場合に通知されます。通知を受けた場合は、ご自身の症状などを相談いただいたり、帰国者・帰国者外来等の連絡先が表示され、検査の受診などが案内されます。

問9 新型コロナウイルス感染症の陽性者がアプリで登録したら通知はすぐにきますか。
利用者の通知は、1日1回程度となっております。アプリの登録のタイミングによっては、すぐに通知されない場合があります。なお、アプリの設定で「通知をONにしていた」通知があった場合に画面上に通知メッセージが表示されます。

問10 新型コロナウイルス感染症の陽性者と診断されましたが、アプリで登録しなかったらどうなりますか。
陽性者と診断された場合に、アプリの登録は、利用者の同意が前提であり、任意です。登録いただくことで、あなたと接触した可能性がある方が、検査の受診など保健所のサポートを早く受けることができます。

問11 陽性者との接触の可能性が確認されたとの通知を受けたいが、何をすればいいですか。
アプリの画面上に表示される手順に沿って、ご自身の症状などを相談いただいたり、帰国者・帰国者外来などの連絡先が表示され、検査の受診などとご案内します。

問12 厚生労働省ではアプリで個人情報を何に利用するのですか。
厚生労働省では、アプリにより、利用者のデータを利用し、収集することはありません。利用者に氏名・電話番号などの個人情報を入力いただくこともありません。

④ 緊急事態宣言後 感染拡大に向けた

フェーズ毎の主な対応

・フェーズ I ~フェーズ V に区分

・時期: 感染拡大期、オーバーシュート期、

感染拡大限定期、克服

・治療法の確立やワクチン開発までに第2波、

第3波が再来するリスクが非常に高いため

フェーズI 感染拡大期
フェーズII オーバーシュート期 (緊急事態宣言)
フェーズIII 感染拡大限定期
フェーズIV 克服(収束)
フェーズV 治療法の確立
ワクチン開発

PDCAサイクル化

区分・時期	フェーズI	フェーズII	フェーズIII	フェーズIV	フェーズV
議員発表管理	〇 実施	〇 実施	〇 実施	〇 実施	〇 実施
会議	〇 実施	〇 WEB活用	〇 WEB活用	〇 WEB活用	〇 WEB活用
訪問 (訪問介護)	〇 実施	〇 実施 (感染対策)	〇 実施 (感染対策)	〇 実施 (感染対策)	〇 実施
訪問 (密着介護)	〇 実施	△ (トリアージ)	△ (トリアージ)	△ (トリアージ)	〇 実施
サービス担当者会議	〇 実施	〇 訪問・MCS・zoom	〇 訪問・MCS・zoom	〇 訪問・MCS・zoom	〇 訪問・MCS・zoom
地域活動 (民間・ボランティア)	〇 実施	× 自粛	× 自粛	△ 案件対応	〇 実施
営業活動	〇 実施	△ FAX・MCS	△ FAX・MCS	△ FAX・MCS	〇 実施 (MCS)
広報活動 (取組・事例発表)	〇 実施	× 自粛	× 自粛	△ 電話・オンライン	〇 実施
研修	〇 実施	× 自粛	× 自粛	△ 案件対応	〇 実施
実習生受入	〇 実施	× 自粛	× 自粛	△ 案件対応	〇 実施

文書番号: 居宅-MA02-001	居宅事業部感染症対策マニュアル	作成日: 令和2年9月15日
	版番号: 初版	ページ番号: 7/14

⑤ 会議・研修の開催について

●集まらない場合

- ・WEB 会議 ※必要物品購入済み Zoom なども活用
- ・研修主催者側のツールに合わせ対応

●集まる場合

- ・当日朝、検温実施。37.0℃以上は欠席
- ・手洗い、うがい、マスクの着用、会場にて非接触性体温計にて再度検温
- ・換気を行い短時間にて実施、座席の間隔を 2m 程度開けて設置、参加
- ・事業所の代表者が出席するなど、必要に応じ参加人数を調整する

【特定事業所加算】

「特定事業所加算の算定要件である他の法人が運営する指定居宅介護支援事業者と共同で事例検討会、研修会等を計画していた場合、延期または中止にしたとしても、その経緯を記録することで、算定要件を満たしているとして取扱う。」

⑥ 訪問時の感染予防対策は継続

●訪問時の持ち物

【ケアマネ】

- ・石鹸、消毒液 入室時に手洗い消毒を実施
- ・感染症予防セット(場合により防護服) マスクを必ず着用する

【訪問介護】

- ・使い捨てエプロン ※他ケアマネの対応と同様
- 感染状況が厳しい時期 (緊急事態宣言発令中)

- ・職場への出勤は時差出勤や自転車通勤等、
人との交わりを低減する取組

※在宅勤務(テレワーク)を強力に推進されている

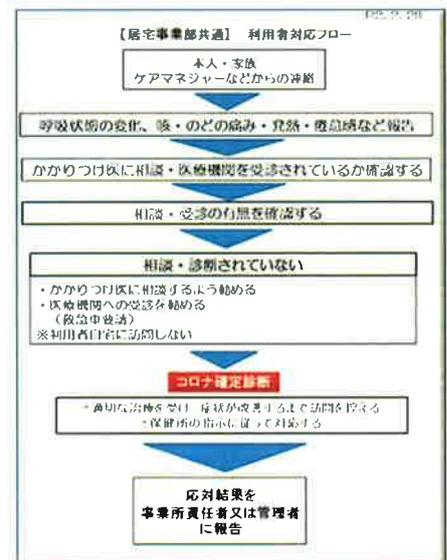
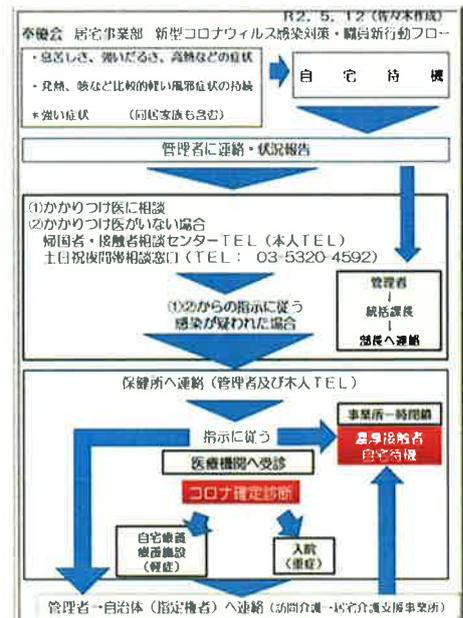
※「職員行動フロー」に添って実践

⑦ 利用者対応

- ・症状を確認する、かかりつけ医に相談・医療機関に受診するよう勧める
- ・利用者の自宅に訪問せず救急要請を勧める
- ・病状が改善するまで訪問を控える ※「利用者対応フロー」に添って実践

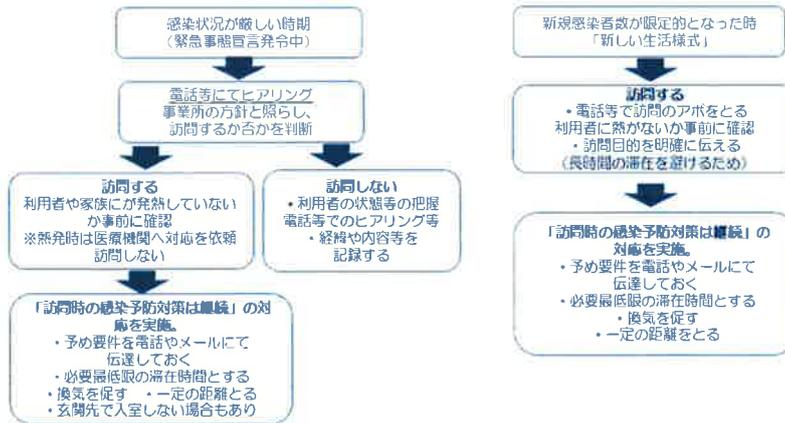
定期訪問(モニタリング)

・アセスメント及びモニタリングを行うにあたり、利用者から新型コロナウイルス感染症対策として、利用者宅への訪問を拒否された場合等のほか、感染拡大防止のため、事業所の判断で利用者の同意を得て、利用者の居宅を訪問することなく行ったとしても運営基準減算の対象とはしない。ただし、利用者の生活に支障がない



文書番号: 居宅-MA02-001	居宅事業部感染症対策マニュアル	作成日: 令和2年9月15日
	版番号: 初版	ページ番号: 8/14

ようにする観点から、利用者の状態等の把握のため、電話等でのヒアリング等を実施し、記録として経緯や内容等を記録することは必要である。 ※初回アセスメントは居宅訪問



⑧ 担当者会議

●サービス担当者会議について

・感染拡大防止の観点から、やむを得ない理由がある場合については、利用者の自宅以外での開催や電話・メールを活用するなどにより、柔軟に対応して差し支えない →メール、MCS、電話、Zoomなどを活用

●居宅サービス計画の説明、同意、交付

当面の間、感染症予防のため、利用者宅に訪問することなく、郵送等で計画書を送付し、電話等で内容を説明し、同意を得て、計画書を返送してもらい、その経緯等を記録することで運営基準減算とはしない

●サービス未利用の利用者への対応(代替となる支援を提案)

- ・新型コロナウイルス感染症の拡大防止を図るため、外出を控え、自宅で長い時間を過ごすようになる。
- ・特に一人暮らしの高齢者に対しては、見守り等の取組により、継続的に心身の状況や生活の実態を把握し、適切な支援につなげることが必要
- ・閉じこもりとなり状態悪化が懸念される。通所介護を休む代替に訪問によるサービスの必要性や福祉用具利用の必要性など、再アセスメントを実施し、適切にマネジメントしていく。

⑨ 地域活動・実習受入

●外部状況を鑑み感染拡大している場合はWEB開催 (Zoom など)ができるように行政・地域包括支援センター、各種団体に提案し地域のWEB環境を整える。

●地域活動の展開 「地域活動実施に当たっての留意点」

- ・来館者同士の距離を確保すること(最低1メートル、できるだけ2メートルを目安に)
- ・職員が消毒を徹底すること
- ・人数制限や自動音声による注意喚起など、大勢の人数が滞留しないための措置を講ずること

●実習受入「実習受入に当たっての留意点」

- ・実習担当教諭と事前打ち合わせをおこなうこと(実習時間の短縮、感染症対策など)
- ・マスク着用、手洗い、うがい励行、手指消毒を徹底すること
- ・デスクのレイアウト変更や飛沫感染防止用のシートの設置等



文書番号: 居宅-MA02-001	居宅事業部感染症対策マニュアル	作成日: 令和2年9月15日
	版番号: 初版	ページ番号: 9/14

⑩ 営業について

●直接訪問

- ・地域包括支援センター: 委託利用者分の報告や申請書類提出時など
- ・医療機関 利用者宅往診時に同席した際など

●訪問しない場合

- ・FAXにて営業 モノクロで印刷されたときに黒くならないよう FAX 用に営業ツールを作成する
- ・MCS などの媒体を活用
- ・入院時情報連携加算取得時ソーシャルワーカーとの電話連絡時にもあわせて営業する
- ・退院・退所加算取得時も事業所の強みや特徴をアピール

⑪ 感染者及び濃厚接触者が発生した場合

※濃厚接触者とは 新型コロナ感染症濃厚接触者の新しい定義(国立感染症研究所感染症疫学センター)4月27日付患者(確定例)の感染可能期間に接触した者のうち、次の範囲に該当する者

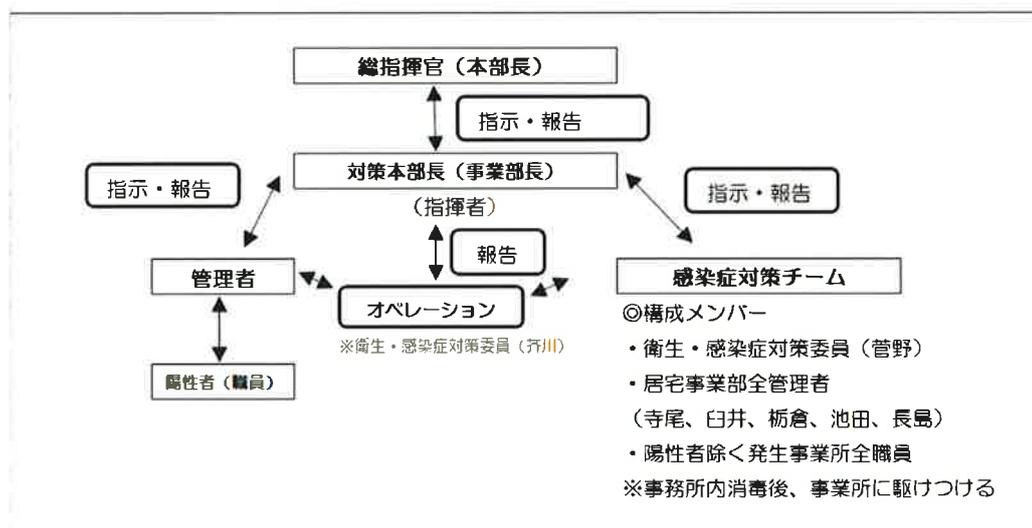
* 感染可能期間とは、発熱及び咳・呼吸困難などの急性の呼吸器症状を含めた新型コロナウイルス感染症を疑う症状(以下参照)を呈した2日前から入院、自宅や施設等待機開始までの間、とする
⇒発熱、咳、呼吸困難、全身倦怠感、咽頭痛、鼻汁・鼻閉、頭痛、関節・筋肉痛、下痢、嘔気・嘔吐など

- 患者(確定例)と同居あるいは長時間の接触(車内、航空機内等)があった者
- 適切な感染防護無しに患者(確定例)を診察、看護もしくは介護していた者
- 患者(確定例)の気道分泌物もしくは体液等の汚染物質に直接触れた可能性が高い者
- その他:手で触れることのできる距離(目安として1メートル)で、必要な感染予防策無しで、患者(確定例)と15分以上の接触があった者(周辺の環境や接触の状況等個々の状況から患者の感染性を総合的に判断する)

□事業部職員の場合

居宅事業部・新型コロナウイルス陽性者(職員)発生時対応フロー図

～迅速、且つ、シームレスな対応を目指す～



文書番号: 居宅-MA02-001	居宅事業部感染症対策マニュアル	作成日: 令和2年9月15日
	版番号: 初版	ページ番号: 10/14

●役割分担

管理者

1. 保健所連絡・自治体への報告・調整(保健所の指示にて濃厚接触者洗い出し)
 2. 保健所の指示に従って行動する
 3. 経過報告及び今後の対策作成⇒法人感染症会議への参加
 4. ホームページ用の文書作成(自治体担当者と確認必要)
 5. ホームページアップ(お知らせの欄)
 6. 家族状況の把握(ペット含め)
- ※PCR検査の病院・クリニックの確保(軽度接触者の場合)

感染症対策チーム

1. 消毒専門業者による事務所内一斉消毒
 2. 利用者及び関係機関への文書作成/発信
 3. 利用者及び主治医・サービス提供事業者への連絡
 4. ホームページ用の文書作成(自治体担当者と確認必要)
 5. サービス調整(所内職員)
- ※PCR検査の病院・クリニックの確保(軽度接触者の場合)

オペレーション担当

1. 対策本部長の補佐をおこなう(伝達)
- ※対策本部長の側でオペレーションをおこなう

濃厚接触者(職員)

1. 自宅待機期間中電話にてサービス調整をおこなう。利用者との接触は行わない。
2. 同居者に感染を疑う症状がある場合、特定の期間については罹患が疑われるため、自宅に待機する。

□利用者の場合



感染者が発生

1. 保健所連絡・自治体への報告・調整(保健所の指示にて濃厚接触者洗い出し)
 2. 保健所の指示に従って行動する
 3. 法人への経過報告及び今後の対策作成
 4. 生活の維持に必要なサービス調整、確保
 5. 家族状況の把握(ペット含め)
- ※PCR検査の病院・クリニックの確保、保健所の指示を受ける。

文書番号: 居宅-MA02-001	居宅事業部感染症対策マニュアル	作成日: 令和2年9月15日
	版番号: 初版	ページ番号: 12/14

⑬ コロナ対策における臨時的な法令遵守全般

新型コロナウイルス感染症拡大防止に係る ケアマネジメント業務の弾力対応について

通常時の法令上の考え方が基本にあり、その上で、感染拡大防止を踏まえた事務連絡(弾力運用の考え方)が出ています

ケアマネジメント業務 (ケアマネジメントプロセス)	業務の実施方法		新型コロナ感染防止を踏まえ 厚生労働省から発出された 事務連絡
	通常時 (運営基準の規定どおり)	新型コロナ感染防止を 踏まえた弾力的な対応	
①アセスメント (利用者の状態把握等) ※初回訪問	居宅訪問	居宅訪問 (ここは変わらない)	初回アセスメントと本人同意以外、 全て緩和措置が講じられています！
②ケアプラン作成 (原案作成)	※2回目以降 当初の計画に位置付けられたサービス提供ではなく、時間短縮等の変更を行った場合には、居宅サービス計画(標準様式第2表、第3表、第5表等)に係るサービス内容の記載の見直しが必要。	サービス変更する場合は、 サービス変更後の作成でOK ※やむを得ない場合は、 本来、通常時でもOK	新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて(第8報)(事務連絡(令和2年4月10日)) 【介護保険最新情報Vol.816】 ※原本掲載の際の事務連絡(126.4.22)も参考に
③サービス提供事業者との連絡調整業務 (サービス担当者会議の開催)	召集(対面)開催 ※利用者の意見を動かし必要と認める場合や、その他やむを得ない場合については意見照会あり	電話・メールでOK ※利用者の状態に大きな変更が認められない等、ケアプランの変更内容が軽微(例: サービス提供日時の変更や利用者の住所変更等)、であると認められる場合は開催は不要。	新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて(第3報)(事務連絡(令和2年2月28日)) 【介護保険最新情報Vol.773】
④利用者本人との連絡調整業務	文書により同意	文書により同意	-
⑤モニタリング評価 ※2回目以降は利用者の状況等を踏まえ、 ②ケアプラン作成に戻る	居宅訪問 ※利用者の特段の事情がある場合は訪問でなくても可。	訪問しなくてもOK	新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて(第4報)(事務連絡(令和2年3月6日)) 【介護保険最新情報Vol.779】

令和2年4月14日現在 日本介護支援専門員協会

⑭ コロナウイルス感染症関係 問い合わせ一覧

帰国者・接触者電話相談センター

- 世田谷区帰国者・接触者電話相談センター 【代沢居宅／奥沢居宅／等々力の家居宅・訪問介護ステーション】

電話番号: 03-5432-2910 受付時間: 平日 8時30分から 17時15分まで

- 中野区 新型コロナ受診相談電話(帰国者・接触者電話相談センター) 【弥生の園居宅】

電話番号 03-3382-6532 受付時間: 平日 8時30分から 17時15分まで

- 東京都新型コロナ患者相談センター

電話番号: 03-5320-4592 受付時間: 平日 17時から翌9時まで(土日休日は終日)

- 横浜市帰国者・接触者電話相談センター 【霧が丘地域ケアプラザ居宅】

電話番号: 045-664-7761 受付時間: 平日 8時30分から 17時15分まで

- 川崎市帰国者・接触者電話相談センター 【久末居宅】

電話番号: 044-861-3308 受付時間: 平日 8時30分から 17時15分まで

文書番号: 居宅-MA02-001	居宅事業部感染症対策マニュアル	作成日: 令和2年9月15日
	版番号: 初版	ページ番号: 13/14

●神奈川県新型コロナウイルス相談センター

2020.9.26改訂

帰国者・接触者相談センターへのFAX相談票
(以下に記入して、帰国者・接触者相談センターにFAXしてください。)

年 月 日

帰国者・接触者相談センター 担当者様

私は聴覚障害者ですので、以下の通りFAXで相談します。

相談者・ご本人について(必ずご記入ください)

相談者氏名	ご本人 *該当するほうに☑をしてください。 との ☐症状のあるご本人 関係 ☐ご本人以外(ご本人との関係:)
手話通訳	受診する時に手話通訳を 希望する ・ 希望しない
タブレット等	インターネット通信可能なタブレットかスマートフォンを 持っている ・ 持っていない
ご本人の情報	症状のあるご本人の年齢 ()歳 *次の事項に当てはまる場合は☑をしてください。 ☐医療機関勤務 ☐タクシー運転手 ☐ダイヤモンド・プリンセス下船者 ☐以下のいずれかに該当する(該当するものに○をつけてください) ①高齢者 ②糖尿病、心不全、呼吸器疾患(COPD等)の病気を患っている ③透析を受けている ④免疫抑制剤や抗がん剤等を用いている ⑤妊婦
センターからの回答方法(選別)	*希望するものに☑をして、連絡先をご記入ください。 / センターからご連絡するまでは、不要不急の外出を避け、もし外出するときはマスクを着用し、手洗いや咳エチケットを徹底してください。 ☐FAX (FAX番号:) ☐電子メール(メールアドレス:) ☐その他(連絡先: 方法:)

相談内容(該当するものについてご記入又は☑をしてください)

発熱	発症: 月 日頃から 最高: °C (月 日 時頃) 現在: °C (月 日 時頃) 平熱: °Cくらい
呼吸器症状	発症: 月 日頃から 症状: ☐咳 ☐たん ☐喉頭痛 ☐倦怠感 ☐鼻水 ☐その他()
接触歴	☐ 新型コロナウイルスに感染した人と濃厚接触したことがある (令和 年 月 日～ 年 月 日頃) ☐ 発症前14日以内に外国に渡航・居住していた。または渡航・居住していた人と濃厚接触歴がある (具体的な地域名:) (令和 年 月 日～ 年 月 日頃)
医療機関	医療機関を すでに受診した ・ まだ受診していない
相談内容	

帰国者・接触者相談センターのFAX番号は裏にあります。

帰国者・接触者相談センター連絡先

市町村	F A X	電話	遠隔手話通訳
横浜市	毎日(土日祝日含む)9:00～21:00 045-664-7296	045-664-7761	全域で対応可能 通訳可能時間帯: 火～日曜日 (祝日除く) 8:30～17:15 ※受付は 17:00まで
川崎市	毎日(土日祝日含む)8:30～21:00		
川崎区	044-201-3291	044-201-3189	
幸区	044-556-6659	044-556-6715	
中原区	044-744-3342	044-744-3104	
高津区	044-861-3308	044-861-3341	
宮前区	044-856-3274	044-856-3217	
多摩区	044-935-3394	044-935-3217	
麻生区	044-965-5204	044-965-5218	
相模原市	24時間(土日祝日含む)		
	042-750-3066	042-769-9237	
横須賀市	平日8:30～20:00	土日祝日9:00～17:00	
	046-822-4874	046-822-4308	
藤沢市	平日8:30～17:15	毎日(土日祝日含む) 9:00～21:00	
	0466-28-2121 (保健予防課)	0466-50-8200	
茅ヶ崎市	毎日(土日祝日含む)9:00～21:00		
寒川町	0467-82-0501	0467-55-5395	
上記以外の市町村	24時間(土日祝日含む)		
	045-285-0216	045-285-1015	

一般的な新型コロナウイルス関連のご相談

●世田谷区新型コロナウイルス相談窓口 電話番号:03-5432-2111

受付時間:平日8時30分から17時15分まで

●東京都の電話相談窓口 電話番号:0570-550571 FAX 番号:03-5388-1396

受付時間:9時から22時まで(土日休日含む)。電話は日本語・英語・中国語・韓国語対応)

●厚生労働省の電話相談窓口 電話番号:0120-565653

受付時間:9時から21時まで(土日休日含む)

清掃業者

『日本特殊清掃隊』 ※メール(専用フォーム)でお問い合わせ <https://www.tokusyuseisoutai.jp/contact/>

『株式会社ハステック』 東京都渋谷区 Tel:0120-907-627 https://www.hastec.jp/disinfection_lp/

『株式会社東京ビルサービス』東京都台東区 Tel:03-5812-1712 <https://tokyo-b-s.com/specialmenu/0001516/>

文書番号:居宅-MA02-001	居宅事業部感染症対策マニュアル	作成日:令和2年9月15日
	版番号:初版	ページ番号:14/14

【参考文献】

- ・厚生労働省ホームページ「新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて」のまとめ」(<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000045312/matome.html>)
- ・厚生労働省ホームページ「新型コロナウイルス感染症について」
- ・厚生労働省ホームページ「新型コロナウイルス接触確認アプリ」
- ・厚生労働省ホームページ「新型コロナウイルス感染症対策の状況分析・提言」(2020年5月14日)
- ・事務連絡 令和2年2月25日 東京都福祉保健局高齢社会対策部 介護保険介護事業者担当 発信
- ・介護保険最新情報 Vol.773 令和2年2月28日
- ・介護保険最新情報 Vol.811 令和2年4月7日
- ・介護保険最新情報 Vol.825 令和2年4月28日
- ・介護保険最新情報 Vol. 832 令和2年5月11日
- ・世田谷区高齢福祉部事務連絡 令和2年3月5日
- ・世田谷区ホームページ新型コロナウイルス関係 QA(令和2年3月5日)
- ・日本介護支援専門員協会ホームページ「援新型コロナウイルス感染症拡大防止に係る ケアマネジメント業務の弾力対応について」
- ・国立感染症研究所ホームページ
- ・東京都防災ホームページ 新型コロナウイルス感染症を乗り越えるためのロードマップ～「新しい日常」が定着した社会の構築に向けて～
- ・感染防止対策取組書・LINE コロナお知らせシステム 神奈川県

改訂履歴

改訂版数	制定・改訂年月日	改訂事由	承認者/日付	審査者/日付	作成者/日付
初版	令和2年9月15日	制定	佐々木部長/ 令和2年9月15日	居宅会議/ 令和2年9月15日	菅野・芥川/ 令和2年9月15日